【会議録】

会　議　名	第32回　港区景観審議会
開催日時	令和７年３月25日（火）18時05分から19時30分まで
開催場所	港区役所９階914会議室（Microsoft Teams併用）
委　　員	（出席者）　６名 齋藤　　潮　委員　　杉山　朗子　委員　　長谷　高史　委員 渡邊　大志　委員　　奥平　浩　委員　　根岸　晴美　委員 （欠席者） 矢口　哲也　委員　山﨑　誠子　委員
事　務　局	街づくり支援部長、都市計画課長、街づくり計画担当係長・係員
会議次第	１ 開　会 ２ 議　事 （１）第８回 港区区民景観セレクションの選定結果について （２）第９回 港区区民景観セレクションのメインテーマについて （３）歴史的建造物等を守る仕組みづくりについて （４）景観審議会委員の任期について ３ 閉　会
配付資料	資料１　第８回 港区区民景観セレクションの選定結果 資料２　第９回 港区区民景観セレクションのメインテーマについて 資料３　歴史的建造物等を守る仕組みづくりについて 資料４　景観審議会委員の任期について 資料５　年間スケジュール 参考資料１　　第８回 港区区民景観セレクション選定過程の詳細 参考資料２　　第１～８回 港区区民景観セレクション選定景観位置図 参考資料３　　前回の景観審議会（第31回）での主な意見 参考資料４　　港区景観審議会委員名簿 机上配布資料 港区 みどりの街づくり賞 景観街づくり賞 区民景観セレクション （令和６（2023）年度 受賞施設等）パンフレット

会議の結果及び主要な発言	
（発言者）	**１ 開　会** **２ 議　事**

	（１）第８回 港区区民景観セレクションの選定結果について（報告）
事務局	（資料１について説明）
委員一同	異論なし
	（２）第９回 港区区民景観セレクションのメインテーマについて（審議）
事務局	（資料２について説明）
Ａ委員	前回、テーマの書きぶりが硬いのではないかというご意見をいただき、事務局及び委員の皆様と一緒に、どちらかといえばやわらかい感じのテーマに変更したら、今まで応募が少なかった地区の応募も増えたという経緯があった。事務局としては、また次も同じような形で続けていきたいという狙いがあると思う。言葉遣いや、そもそも違うテーマが良いなど、ご意見をいただきたい。
Ｂ委員	募集の方向性の中で、「応募の少ない、「街かど」「歴史・文化」の応募を期待する」と書かれているが、これを期待するためにこのテーマ案が設定されているのか。 また、眺めにさらに景色と景観という言葉を重ねる必要があるのか。「心和む眺め」だけではどうか。
事務局	「心和む」ということを今回のキーワードにしたことは、応募の少ない「街かど」「歴史・文化」の応募を期待することとセットに考えている。これまで、ランドマークである東京タワー・芝公園・海や水辺に関する応募が多かったため、昨年と同様、日常生活の中から良い景観を見つけて、それを応募していただけるようにしたい。 また、眺め・景色・景観という言葉を重ねた理由は、「心和む眺め」だけでとどめると、日常生活自体を切り取ってしまい、街並み景観の方に目線がいかないのではないかと考え、できるだけ街並み景観に意識を向けるため、同じような意味合いの言葉を続けた。その点は先生方に意見をいただきたい。
Ｂ委員	「街かど」「歴史・文化」の応募を増やそうというよりは、これまで応募が多かった水辺やランドマークの方に流れないようにしたいということで理解した。言葉を重ねた点についてもよくわかった。
Ｃ委員	私も景色・景観という言葉を並べることに疑問を感じている。大きな見方としては、にぎわいを生み、まちを活性化しているような場所を選んでもらいたい、という背景があるように受け取っている。できたら、「心和む眺め」のような、まず眺めがあって、そしてにぎわいがあって、場づくりがあるような、ヒエラルキーを入れて、見る場所を変えた表現を３つ並べていくよう

	な表現が良いのではないか。
Ｄ委員	商店街などの風景の場合に、お店によって映って良い・悪いなどがあると思うので、そのあたりが難しいのでは。また、店先の道路上に違法に看板が出ていることが問題になることも、他の行政の案件でしばしばあったため、懸念している。
事務局	不法行為を容認しているような表彰とすることはできないため、そのようなものを避けることを前提にしたい。また、営業を広告するようなものも不適当のため、必要に応じてぼかす等の処置が必要であると考えている。
Ｃ委員	建物のお店のサインなどは、デザインの賞を取っているものもある。その賞は、景観の中で非常に美しい、という理由で選んでいることもあると思うが、港区としてはそういうものは認めないということか。
事務局	極端に広告を映している場合は良くないと思うが、景色の一部であったときには消す必要はないと思うので、それは選ばれた際に議論していただきたい。
Ｃ委員	例えば京都や奈良では、周辺の景観に合わせて、コンビニエンスストアなどが店舗独自の色を採用していないことがあり、その店舗自体が１つの風景として出てくることになると思う。そのお店にとって、地域に根差してデザインしたということは、お店側も何か評価してもらいたい、商売に繋がる、ということを彼らも考えていると思うが、そういうものは、どう評価するべきか。
事務局	私たちが応募で求めている景観やスポットは、ある特定の店を映すものではなく、通りを映すものであるため、そのような景観を考慮した店舗も街並みの調和に大きな役割を担っており、この賞に選ばれたことが、営業を広告する行為につながることの心配は必要ないと考える。極端な場合だけである。
Ａ委員	地域に根差したコンビニエンスストアのカラーリングや、エントランスのデザインが良いというコメントも書いていい内容か。
事務局	先生方の議論次第ではあるが、事務局としては、結果としていい街並みができたという努力をたたえるコメントはあってしかるべきだと思っている。
Ｅ委員	テーマは、最終的に選ばれたものが、機械的なものを避けたいということであれば、「和む」・「ほっとする」という視点が大事である。「街かど」「歴史・文化」を誘導するようなワードとして、「和む」・「ほっとする」は有効だと思う。 また、一つのサインや建物だけを取り上げて、何か評価するということは、

	景観セレクションにおいては違うと思う。それは単体の建築物として評価するべきものであり、こちらはいくつかのものの構成の中で作られるものを評価したい。
Ｆ委員	「心和む」という表現は良いと思う。区民の方々が、「心和む」と感じるものはそれぞれ違うと思うので、いろいろ応募があるのではないかと思う。 ただ「眺め」という言葉は、何となく「高いところから見た」「特別な場所から見た」という感覚を受ける。また、景色・景観と並んでいると、何を意図しているのだろうか、どう違うのだろうか、みたいな印象を受けて思わず辞書を調べてしまいたくなる。余計なことを区民に考えさせる必要はない。「心和む」だけでも十分伝わり、その方が区民としてはとらえやすいと思う。
Ｄ委員	「眺め」という表現がすごく客観的で、高いところから見ているという印象を私も感じた。心和むという表現については、商店街は心が和むというよりは、歩きたくなる、行って楽しくなるなど、人に勧めるものであって、わくわくまで言うと少し大げさだけれども、そういうニュアンスのものが良いのでは。景色・景観など漢字が並ぶと、難しく感じてしまう。商店街に関する何かの要素を入れられたらと思う。
Ｃ委員	麻布台ヒルズは、構造が多面的になったことによって、昔はずっとロシア大使館のところを歩いていくというものが、今は、ビルの中に入って、エスカレーターで上がって、また外に出て、また入ってという、景色がどんどん変わっていき、そこで和む場所も、それぞれ違う場所がたくさん作られているという、一つの流れみたいなものを評価することができないかと思っている。
Ｅ委員	写真ということは視点場が決まっていて、その範囲の中で評価するということが前提になる。今おっしゃった一つの流れは１枚では切り取れないため、アイデアとして、10 回終わったら次ぐらいに実施してはどうか。
Ｃ委員	今は皆さんスマホを持っているので、ビデオを撮ることが多く、スチール写真はほとんど出てこない。そのような状況からすると、そろそろそういう視点が区民景観セレクションにも入ってきたら良いのでは。
Ａ委員	これまでの選定委員会でも、ワンシーンで収まらず、複数の写真でこの場所の良さを表現するという方法も意見として出てきたことがある。
Ｄ委員	歩いて発見があるということもあったので、そういう意味ではすごく面白いと思う。
Ａ委員	「眺め」「景色」「景観」と３回言葉を続けるのは区民に分かりづらいという

	意見もあった。また、「眺め」というのはスケールが大きいという意見もあったため、過去２回のテーマにならい、「景色」を念頭に置いて考えたい。「心和む」は比較的評判が良く、これに「にぎわい」「場所」などを加えて事務局と考えていきたい。結果については、ご連絡する。
Ｃ委員	見せ方として、写真のみでなく、という議論がある中で、映像を見るためのＱＲコードを、パンフレットの中に入れるということは可能か。
事務局	パンフレットの 19 ページに、今回表彰した 3 件に関するホームページがＱＲコードで掲載されており、そこからホームページを見ていただくということができる。また、同じページの右下の受賞景観ショートムービーというのは、6 回目の開催時に、30 秒～ 1 分程度の動画でそれぞれの場所を撮り直したものである。百選に到達した際には、改めて追加をしたほうが良いと思っている。
Ｃ委員	今話したようなシークエンス的なものも、セレクションに入れることもできそうだと思う。
事務局	先ほどお話をいただいたように、百選に到達したときの啓発活動をどうするか、ということで課題にさせていただきたいと思う。始めたときの趣旨としては、できるだけ多くの人が簡単に応募でき、景観のことを意識させたいという、ハードルの低い制度を意図している。
Ｃ委員	携帯電話からいろいろなサービスを受けられるような部署が、港区に新たに作られたと聞いた。
事務局	こちらも、携帯で応募いただいているものが大半である。今回では、8～9 割ぐらいがＬｏＧｏフォームでの応募であった。
	（３）歴史的建造物等を守る仕組みづくりについて
事務局	（資料３について説明）
Ｃ委員	築地市場跡地の「浴恩園」は、去年の 9 月ぐらいから考える会ができているが、港区の景観審議会ではそのようなことは議論していないので、私はその話に入っていない。今回このような話が出てくるということは、何かそのような団体が区長に要請をしているのかもしれない。高輪築堤は、保存の会とＪＲが話し合いを重ねているようだ。また神宮外苑については、資料に「外苑のイチョウ並木」と記載されているが、どこまでこれらの懸案事項を審議会で検討できるものなのかどうか。
事務局	今回お諮りして、景観審議会としてご答申をいただいて、それを受けて制度

	設計をしていくが、これらのものに手をつけてはいけないと制限を加えるということは無理だと思っている。ご本人が残していきたくなるような、ご本人が残すことに対するハードルを無くす手立てを作っていく必要があると思っている。 そういった点では、築堤もこれから出てくるかもしれないが、ＪＲ東日本の用地であれば、その財産の行使は、ＪＲ東日本が財産権に従って行使できるので、そこに踏み込むことはできない。イチョウ並木も、都道のイチョウ並木と、明治神宮のイチョウ並木があり、明治神宮のイチョウ並木は残すとおっしゃっているが、そういう私物をできるだけ残す気持ちにさせるために、何のお手伝いができるかということを作っていきたいと考えている。
Ｆ委員	区民委員はどのように関係していくべきか。
事務局	景観審議会を始め、専門の審議会に区民委員の方に参加いただいているが、その専門的な分野の問題に、区民目線でどう感じるかという声を、できるだけ入れるように、すべての審議会がそのようになっているものと受け止めていただけたらと思う。今回の議論をしていくときにも、普段の生活の中から、こういうものも大事じゃないか、こういう目線があるんじゃないかということをいただければ、より良い制度になると期待している。根岸委員、奥平委員も含めて、景観審議会として答申をまとめて、区に返していただけたらと思っている。
Ｆ委員	今の技術では、お金を出して移築させれば良く、これを持っている人に負担させるということ自体がおかしいのでは。お金さえ出せば、今の技術であればいくらでもできそうな感覚はある。
Ｂ委員	とても興味深くお話は伺った。区民目線で、とおっしゃっていただいているので、何とかやれるかなと思うが、全くもって門外漢の人間が、区長に答申する形になるので、そういうものに関与するというのは、少し荷が重いというのが正直な感想だ。せっかくの話なので頑張りたいと思う。
Ａ委員	例えば私がこの持ち主だったら、という前提から話が入ると、なるほど、ということもあると思う。ぜひ、自由にご発言いただきたい。
Ｅ委員	やりがいがある課題だと思う。藤井先生が入るとはいえ、3 回でまとめるというのはなかなかハードだと思う。事務局のほうでも事前にいろいろ整理していただきたい。
事務局	コンサルも入るので、事前に十分な準備をさせていただいた上で、議論していただきたい。事務局の方で十分配慮しながら進めさせていただければと思う。

Ｅ委員	議論もそうだが、ある程度下ごしらえができていないと、我々もまとまらないと思う。
Ｃ委員	下部の検討委員会がないと、3 回の審議会では難しいと思う。
Ｄ委員	このあと 3 回審議会を開催する前に、これらの建物がこういう建物だという資料と、そのビジュアルを見たい。そういう歴史的背景等を区民の方にもお見せすると、大切にしよう、と盛り上がると思う。知られてくると、みな興味が高まってきて、支援なども始まってくる。神宮外苑のイチョウ並木も、長く見えるように勾配をつけてカットしているという話が聞いたことがある。いろいろ工夫してやってきたものだということを、区民の方々にも教えられるくらいの資料を、コンサルがやってくれると期待している。 歴史的な緑に関しては、保存樹木として、一本ごとに保存をしようという制度は、昔から景観法で定められているが、「並木」という考え方がない。 そういったことも可能性が広がるようなことを期待する。
Ａ委員	検討のターゲットっていうのは、実際にこれらのものを選定してどうしましょう、ということではなくて、あくまでも、具体的なイメージがなければ議論ができないので、挙げられたわけなので、これら以外のものがリストアップされても良いと思う。こういうものを守りたいという話になったときに、どうしたら、所有者が前向きになってくれるか、こういう制度設計が必要という議論になってくると思う。
Ｃ委員	特に街路樹は、国道・都道・区道で管理のヒエラルキーがあり、実際場所としては繋がっているが、区から都には、なかなか話が繋がらないことがある。区としては守りたいが、都はもう切るよとなれば、切られてしまう。特に神田の地域はたくさん切られてしまっている。そういう話も、この守る仕組みとしてはすごく重要だと思うので、答申に 1 項目だけでも何かそういう話が入っていると良いと思う。
事務局	景観重要樹木が、単体の樹木が対象であるというのは、制度上そうだと思う。 また、保護樹木制度で維持費を補助しているが、まとまった林として登録できたら、保護樹林制度という維持費を補助する制度は用意されている。しかし、それだけでは足らない、使いにくい、効果が薄いということであれば、今回、補助制度をもっと充実すべきだというご答申をいただければ、私たちはそれを受け取り、制度設計を考えるべきだと思っている。 また、このように例示はしたが、民間の方々が保存しやすい、保存する気になるような制度を作ることと、都道や国道の樹木をどう守るかということは、分けて考えていただきたい。

	（４）景観審議会委員の任期について
事務局	（資料４、５について説明）
Ｂ委員	歴史的建造物を守る仕組みづくりは、２年かけて検討するように見えるが、１年目と２年目で検討する内容が異なるので、令和７年末で委員の交代があっても良いというお考えか。
事務局	歴史的建造物を守る仕組みづくりについては、景観審議会に諮問をさせていただいて、令和７年度いっぱいで答申を頂戴したいと思う。いただいた答申を、今度は行政側として、条例改正やシステムをつくることの作業を、令和８年度に行いたい。そのため、ひとまず答申をいただくまでの、令和７年度末までの期間に延長させていただきたい。今お願いしている任期が７月 31 日までだが、８ヶ月間延長して、３月 31 日まではお願いしたい、ということである。
	３ 閉　会